

学校生活のきまり(様式1)

生徒は、愛知県立大府高等学校夜間定時制の一員であることを自覚し、自己の行動に責任を持ち、個性の伸長と人格の完成を目指し、教養を高めるように努めます。

1 学習規律

(1) 始業・終業時間

始業 午後 5:20

終業 午後 9:00(給食先日課 午後 9:05)

部活動その他必要のある場合でも、午後 10 時には下校とする。

(2) 定期考査

ア) 定期考査の時間割は、原則として考査実施の 1 週間前に発表する。

イ) 考査時に、不正行為または不正と見なされる行為をしない。

ウ) 病気・怪我等で欠席した場合は、医師の診断書あるいは証明書等を提出する。

(3) 評定

ア) 平素の学習状況、定期考査(年 5 回)、各種テスト、課題、実習などにより総合的に行う。

イ) 学年末の 5 段階評定において「評定 1」の場合、単位は認定されない。

2 生活規律

(1) 登下校

ア) 登下校は、原則として正門を通行する。

イ) 登校時間は、午後 5:00~5:20 になる。

ウ) 身分証明書は常に携帯する。

エ) 公共交通機関に遅延が発生し、遅刻となる恐れが生じた場合は、必ず学校に連絡する。各公共交通機関が発信する証明書を担任もしくは生徒指導部に提示する

(2) 欠席・遅刻・早退等

ア) 欠 席 午後 4:10~5:10 の間に担任へ電話連絡する。

イ) 遅 刻 職員室で入室許可の手続きをする。遅刻すると分かった時点で、学校へ連絡する。

ウ) 早 退 職員室にいる教員に申し出て、早退届を提出する。

エ) 欠 課 病気・怪我等で保健室にて休養する場合は、担任及び教科担任に申し出る。

※授業時間の半分以上を受けなければ、欠課となる。(遅刻・早退の場合も同様)

オ) 出席停止 感染症として、医師が診断を下した場合は、担任に連絡し、出席停止の基準を満たすまでは登校を控える。(学校保健安全法施行規則 第 18 条、第 19 条)

カ) 忌 引 父母 7 日以内、祖父母・兄弟姉妹 3 日以内、伯叔父母・曾祖父母・その他同居親族 1 日とする。

(3) 校内生活

ア) 公共物を破損・汚損した場合は速やかに担任へ申し出る。

イ) 校内において、許可なく火気を使用しない。

ウ) 給食は、1限の授業後に給食室でとる。

※日課により、給食が先になることがある。

エ) 始業から終業まで外出しない。必要がある場合は担任へ申し出て、生徒指導部の許可を得る。

オ) 貴重品は必ず身に付けておく。または貴重品ロッカーを活用して管理の徹底・盗難防止を図る。

カ) 校内に不必要な物品(カッター、かみそり、ニードル等の危険物、玩具等)を持ちこまない。

キ) 物品の紛失、盗難、拾得は速やかに職員室に申し出る。

ク) 教員の許可がない限り授業・STの携帯電話やスマートウォッチ等の電子機器の使用は禁止とする。

これらは電源を切るかマナーモードにして、かばんの中へしまい、管理する。授業以外でも歩きながらのスマホ・形態を使用するのは禁止とする

ケ) 校内で歩きながら飲食しない。また授業中・ST中も同様とする。

コ) 校内で怪我をして医療機関を受診した場合は速やかに担任へ申し出る。(スポーツ振興センター)

(4) 校外生活

ア) 公共の施設や公共交通機関を利用する場合は、公衆道徳を守り、他の乗客に迷惑にならないように配慮する。

イ) 遅くとも午後11:00には帰宅する。

ウ) 登下校中に怪我をして、医療機関を受診した場合は速やかに担任へ申し出る。(スポーツ振興センター)

3 服装・身だしなみ規律

身だしなみは清潔にして、社会通念上認められるものとする。

(1) 平素

ア) 指定の服装はなく、私服を着用する。

※体育時は、運動に適したジャージ・トレーナー・Tシャツ・ハーフパンツに着替える。

イ) 髪は地毛を主体とするが、社会通念上認められる色は、承認する。

※別紙(様式4)のヘアカラーチャート参照

ウ) 装身具は簡素なものとする。

エ) 学校指定のスリッパ・体育館シューズを着用し、必要な場で履き替える。

(2) 式典

ア) 地毛を主体とした髪に整え、正装(中学校時代の学生服やスーツ)で出席する。

イ) 学校指定のスリッパ・体育館シューズを着用する。

(3) 禁止されているもの

ア) 過度な露出のある服装

※背中や胸元が空いた服、タンクトップやへそ出しシャツ、極端なショートパンツなど

イ) 剃りこみ等奇抜な髪型

ウ) 派手な染色・脱色をした頭髪

エ) 授業に支障が出る付け爪や装飾品等

オ) 過剰なピアス、耳以外のピアスの装着

カ) 入れ墨

キ) 授業中の帽子の着用(持病等があり、着用を希望する場合は担任または生徒指導部に申請する)

4 交通安全に関する規律

交通安全に関する理解を深め、交通法規を守る。本校は、自転車、原動機付自転車(許可制)、普通自動車(許可制)、電車・徒歩、送迎による通学を認めています。

(1) 道路交通法や交通マナーを遵守し、交通事故・トラブル防止に努める。

(2) 交通事故が発生した場合は、軽い怪我や外傷がなくても必ず警察・学校に連絡する。

(3) 交通事故で被害者となった場合は、必ず相手の氏名、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等を記録する。

(4) 運転免許

ア) 原動機付自転車、自動車の運転免許の取得は許可制とする。

※在学中の普通自動二輪免許の取得は認めない。

イ) 希望する場合には、「免許取得願」を提出する。

(5) 自転車の規則

ア) 自転車の登校を希望する場合は、事前に「自転車通学許可願」を提出する。

イ) 自転車は防犯登録のあるもので、本校のステッカーの交付を受け、正しく整備されたものを使用する。

ウ) 学期ごとに必ず車両検査を受ける。

エ) 指定された駐輪場に停める。

オ) 自転車の乗り降りは正門とし、敷地内では引いて歩く。

カ) 自転車の通学許可はヘルメットの所有を条件とする。

キ) ヘルメットを着用し、あご紐を必ず絞める。

(6) 原動機付自転車の規則(以下原付という)

ア) 原付の登校を希望する場合は、事前に「通学許可願」を提出する。

イ) 通学は、ノーマルで125cc以下のスクータータイプに限る。

ウ) ヘルメットを着用し、あご紐を必ず絞める。

エ) 学期ごとに必ず車両検査を受ける。

オ) 指定された駐輪場に停める。

カ) 原付の乗り降りは正門とし、敷地内では引いて歩く。

キ) 必ず自動車損害賠償責任保険(強制保険)に加入する。

(7) 普通自動車の規則(以下普通車という)

ア) 普通車の登校は、正社員として就業しており、必要性のあるものに限る。

※ただし特別の事情がある場合は別途審議する。

イ) 学期ごとに必ず車両検査を受ける。

ウ) 校内は徐行(10 km以下)で走行する。

エ) 必ず自動車損害賠償責任保険(強制保険)に加入する。

オ) 必ず任意保険に加入する。

カ) 自動車検査登録制度(車検)に合格した車両に限る。

(8) 電車

ア) 公共交通機関を利用する場合は、公衆道徳を守り、他の乗客の迷惑にならないように配慮する。

イ) 定期券購入の際には学生割引が受けられるため、身分証明書に必要事項を記入し購入窓口に提示する。

(9) 送迎

ア) 保護者・同居している家族の送り迎えに限る。

イ) 校内は徐行(10 km以下)で走行する。

(10) 禁止されている行為

ア) 自転車等に対する交通反則通告制度または道路交通法に違反する行為

イ) 許可されていない車両での通学、近隣への迷惑駐輪や駐車。他の生徒の同乗

ウ) 車両で出入りする際の危険な運転

エ) ナンバープレートの跳ね上げ装置のついている原付、改造マフラー、ランプの色などの整備不良のある車両

5 不審者対策に関する規律

(1) 不要な夜間の外出はしない。

(2) 帰宅が遅くなる時は、家の人に迎えに来てもらう。

(3) 不審者に遭遇したら、大声を出すなどして逃げ、近くの人に助けを求め、直ちに警察へ通報する。

6 諸届

(1) 住所の変更または保護者の住所の変更があった場合は速やかに担任へ届け出る。

(2) 学割の交付を希望する者は、事前に担任へ届け出る。

6 禁止事項

- (1) いじめ・嫌がらせ・暴力行為等を受けた・目撃した場合、被害状況を詳細に記録し保護者及び教員に速やかに報告する。(本校のいじめ対策については、学校ホームページに記載しております。)
- (2) 飲酒・喫煙(20歳であっても、本校の教育活動が行われる場で禁止)
- (3) 犯罪等に関与する行為
- (4) プライバシーを侵害する行為
- (5) 他人を誹謗・中傷する行為
- (6) 著作権などを侵害する情報を発信する行為
- (7) 法律・条例等に違反する行為
- (8) その他(生徒への迷惑行為、無断欠席、粗暴行為、不正通学、窃盗、校内における商行為、刃物等の所持等)

7 問題行動の指導

- (1) 法律や規則に関する行為、特別に指導が必要であると判断される場合で、指導により改善が見込まれる場合には、職員会議を経て学校長の了承のもと以下の特別指導を行う。
 - ア) 生徒指導部注意
 - イ) 生徒指導主事説諭
 - ウ) 学校長訓戒
 - エ) 謹慎(学校謹慎・家庭謹慎)

8 学校生活の決まりの見直しの手続き

- (1) 生徒は、「学校生活のきまり」の変更(追加、改正又は廃止)について、校則検討委員会の審議を経て、職員会議で議論し承認を得た後、校長に対し、「学校生活のきまり」の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、「学校生活のきまり」の変更が必要と判断したときは、保護者・評議員等から意見を聴取し、職員会議でその内容を議論する。
- (3) 校長は、保護者・評議員等からの意見や職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、「学校生活のきまり」の変更について決定する。
- (4) 学校生活のきまりの見直しの手続きの詳細については、別紙参照(様式3)